

令和3年9月に海難審判所で言い渡された裁決24件が、ホームページに掲載されました(令和3年11月)

区 分	地方海難審判所 (函館3、仙台2、横浜4、神戸2、広島7、門司3、長崎2、那覇1)	24件 37隻
海難種類(件)	衝突9、乗揚6、衝突(単)3、死傷等3、施設等損傷1、転覆1、機関損傷1	計24件
関係船舶(隻)	漁船10、モーターボート10、貨物船6、引船3、水上オートバイ2、台船2、油送船、遊漁船、ヨット、起重機船各1	計37隻
死 傷 者(人)	死亡1、負傷10	計11人

上記のうち、仙台地方海難審判所及び門司地方海難審判所那覇支所の裁決2件について、“概要版”を作成しました
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

① 宮城県金華山南方沖合で漁船が転覆した事例

金華山南方沖合で、大量の漁獲物が入った袋網を揚収した漁船が転覆し、技能実習生が死亡した

② 沖縄県糸満漁港でヨットがさんご礁に乗り揚げた事例

糸満漁港で、マリーナを発航したヨットが、同漁港内のさんご礁に乗り揚げた

海難防止への インフォメーション

① 漁船A (9.7トン) 転覆事件

(金華山南方沖合で、大量の漁獲物が入った袋網を揚収した漁船が転覆し、技能実習生が死亡した)

【海難概要】 金華山南方沖合において、漁船(9.7トン、4人乗組)が、大量の漁獲物が入った袋網を揚収した際、船尾部が沈下、船体が大傾斜して転覆し、技能実習生が死亡した

【発生日時】

令和元年5月24日
08時40分

【発生場所】

宮城県金華山南方沖合

【死傷者】

死亡1人
(技能実習生、溺水)

【損傷等】

機関及び電気機器に濡れ損

《関連情報》

- * A船の排水設備は、船体中央付近から船尾にかけての両舷にそれぞれ4個の排水口が設けられていた
- * ふだんは、揚網した袋網を門型マストに備えたホイストウィンチでつり上げ、ファスナーを開放して漁獲物を上甲板に広げて選別していた
- * 本件時、船尾部が沈下して排水口から海水が流入した

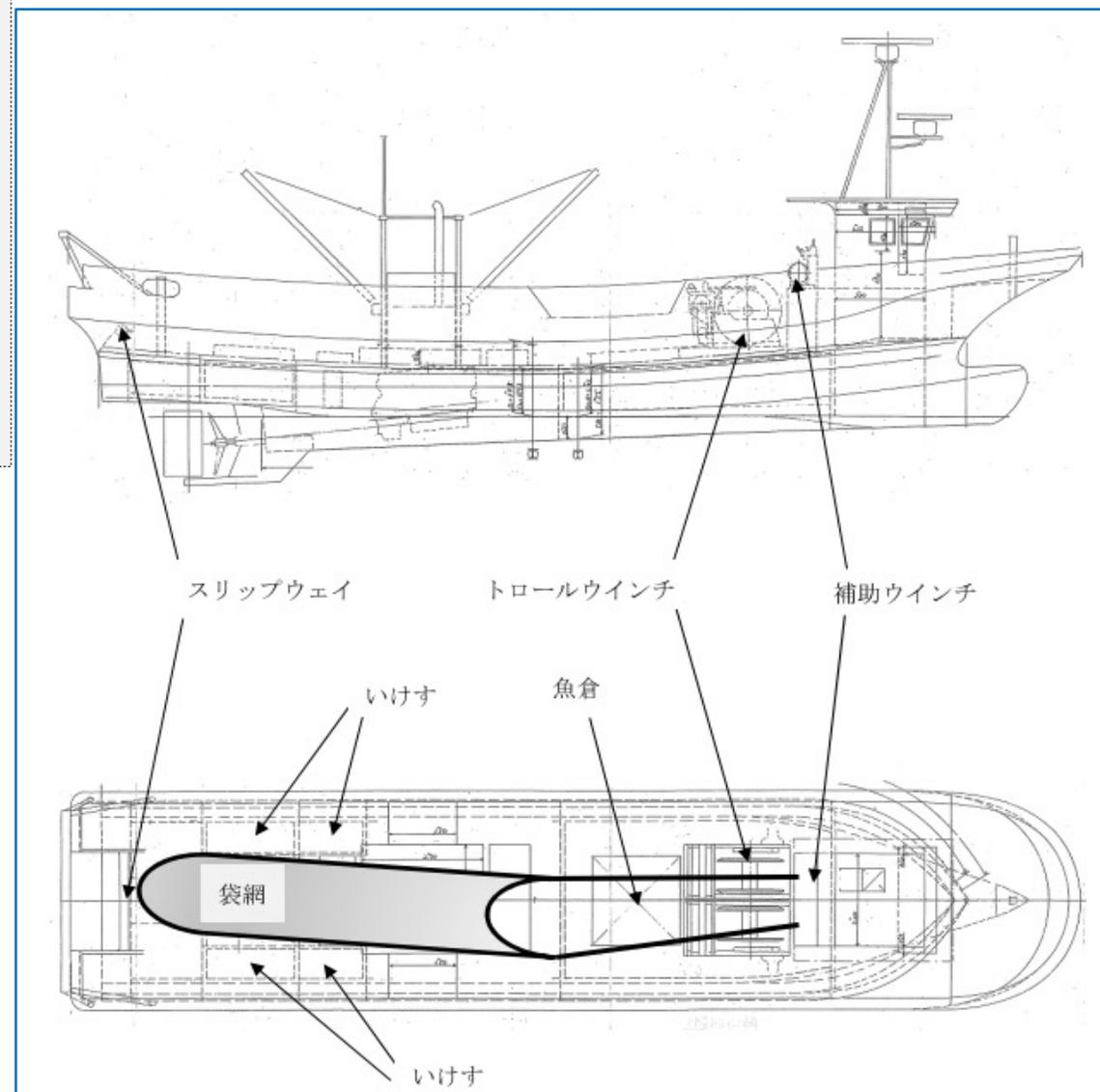
《原因》

A船:揚網中、経験のないほど大量の漁獲物が袋網に入っていた際、十分な復原力を保持する措置を適切にとらず、袋網を揚収したことで船尾部が沈下し、上甲板上に滞留した海水が片舷に集まり、空所等への海水の流入が進み、船体が大傾斜して復原力を喪失した

船長は、漁獲物の一部を投棄した後に船尾部の沈下状況を確認めながら袋網を揚収するべきであった

《背景》

- ・ 船長は、引き揚げた袋網から漁獲物を出した後に左右均等に分ければ操業に支障ないものと思っていた



[受審人]

船長: 小型船舶操縦士

《懲戒》

→ 1箇月業務停止

海難防止への
インフォメーション

② ヨットA(登録長9.66m) 乗揚事件

(糸満漁港で、マリーナを発航したヨットが、同漁港内のさんご礁に乗り揚げた)

【海難概要】

糸満漁港において、マリーナを発航し、西水路を經由して沖合に向け航行するヨット(9.66m、1人乗組)が、西水路北さんご礁に乗り揚げた

(関連情報)

- * A船は、GPSは故障した状態で、船体設備も一部不調のため、2年間程度不稼働の状態であった
- * 修理後の試運転の目的で発航し、同漁港沖合に向かった
- * 船長は、西水路北さんご礁を避けるため、平素は糸満港西水路第3号灯浮標に向けて航行していたが、本件当時、2年ぶりの出航であったことから、同さんご礁の存在を失念していた

【発生日時】

令和2年6月28日
17時10分

【発生場所】

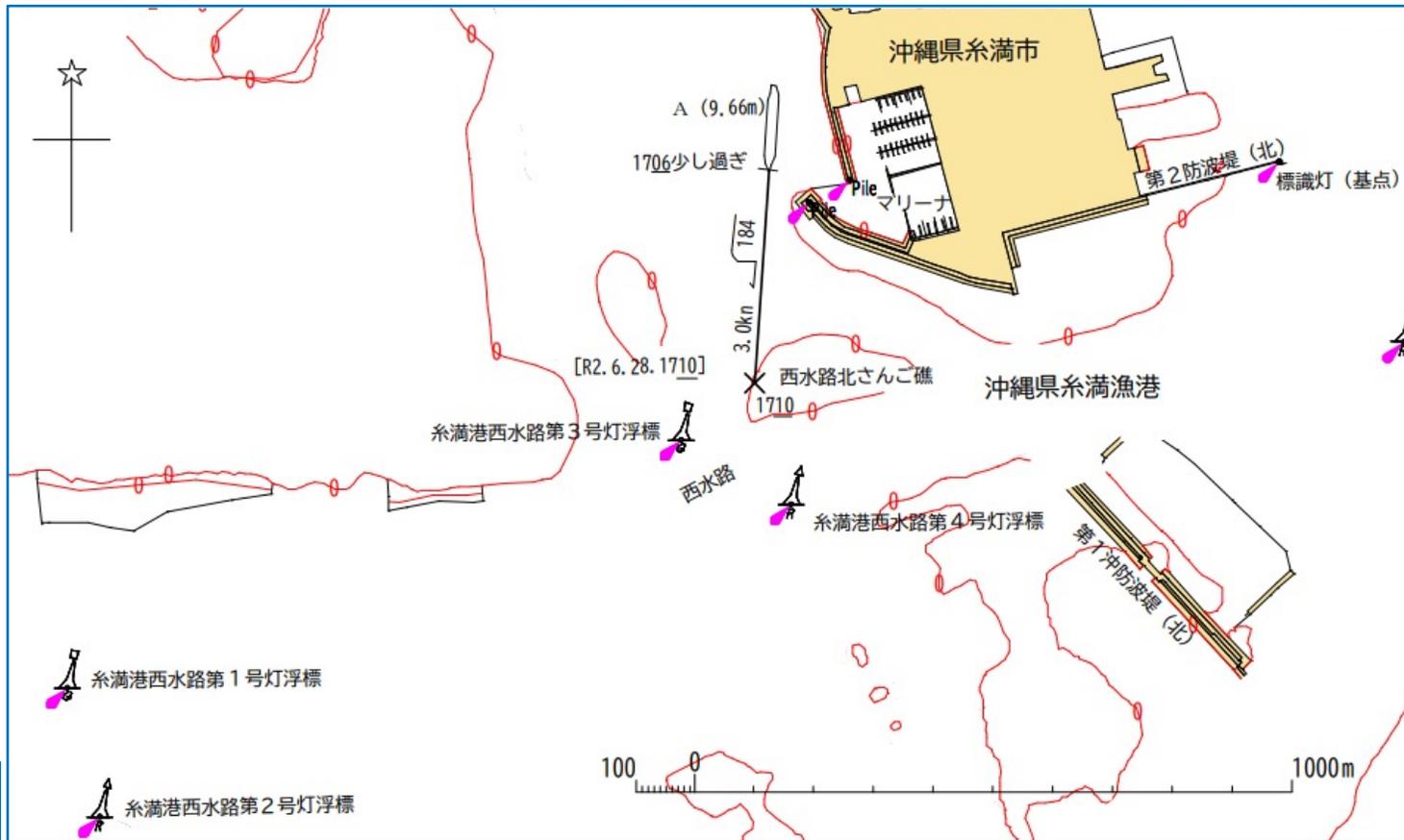
沖縄県
糸満漁港

【死傷者】

なし

【損傷等】

バラストキール折損
船底外板に破口



《原因》

糸満漁港において、マリーナから西水路を經由して同漁港沖合に向けて航行する際

A船: 水路調査が不十分で、西水路さんご礁に向首進行した

船長は、海図で浅所等の存在を確認するなど、水路調査を十分に行うべきであった

《背景》

- ・ 船長は、航路標識や周囲の状況を頼りに航行できると考えていた

[受審人]

船長: 小型船舶操縦士

《懲戒》

戒告